

金融税制研究会

金融所得一体課税

～ その位置づけと導入にあたっての課題 ～

2007年10月

まえがき

世界の税制改革の新たな潮流は、「資本に対する効率的な税制の構築」である。具体的には、北欧の二元的所得税に始まり、オランダ、ドイツでも金融所得を分離しつつ低税率で一体課税する税制改革が行われ、米国大統領税制改革案にも採用されている税制である。OECDやIMFによると、今後先進諸国の所得税制は、「包括的所得税から二元的所得税とフラットタックスに向かう」とされており、金融の国際化、金融技術の発達のもとで、今後先進諸国の税制を考えていくにあたり最も参考とすべき考え方である。

効率的な資本（所得）に対する税制は、わが国では、「金融所得課税の一体化」としてとらえられ検討が続けられてきた。超高齢化社会を迎える中で、わが国の税制を、世界の税制改革の潮流に沿った形で効率的なものに改め、貴重な貯蓄・資本を成長につなげていくことは、わが国にとって急務である。今後残る課題としては、配当を本則分離課税にして利子・配当・株式譲渡益の課税方式をそろえるかどうか、その場合の税率をどうするか、配当に対しては何らかの二重課税調整のための仕組みを取り入れるかどうか、現行の特定口座制度を拡充することにより申告不要・源泉分離課税という簡素な制度をどの時点でどこまで構築するか等である。

そこで我々は、金融所得一体課税のわが国税制における位置づけを検討するとともに、導入を進めていくにあたっての課題を整理しつつ、具体的な税制改正の提案を行うことを目的として、1年間にわたって議論を行い、今回その成果を報告書として取りまとめた。議論には、学界、法曹界、シンクタンク、経済界の方々だけでなく、証券・銀行両業界の方々にも参加頂き、実務を踏まえた内容となっている。

本報告書の構成は、(1) 現行の金融所得に対する課税の問題点、(2) 金融所得課税一体化とは、(3) 金融所得課税一体化の具体的な仕組みの3章に分かれており、それぞれの検討の結果を記載している。

この報告書のメッセージは、わが国も金融所得一元化の完成を急ぐこと、その試金石は、平成20年度改正で、配当を本則分離課税に変更し、金融所得の税率をそろえ一元化する（損益通算できるようにする）とともに、配当については、二重課税の調整という観点から、課税所得をたとえば半分にするという方法で実質的に税負担の軽減を図るという税制を決定することである。そのための具体的な方法、課題等がこの報告書には記されているので、ぜひ参考にさせていただきたい。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた、NTTデータ研究所の小笠原泰さん、齋藤章さん、小林洋子さん、植松聡介さんには、厚く御礼申し上げたい。

2007年10月

金融税制研究会 座長 中央大学法科大学院教授 森信茂樹

< 目次 >

1 . はじめに.....	3
2 . 現行の金融所得に対する課税の問題点.....	5
3 . 金融所得課税一体化とは.....	7
4 . 金融所得課税一体化の具体的な仕組み.....	11
金融所得の定義.....	11
統一する課税方式.....	13
損益通算の範囲と方法.....	19
番号制度の取扱い.....	23
金融所得へ課税する税率.....	26
5 . おわりに.....	27
金融税制研究会　メンバー.....	28
研究会の開催内容.....	29

1 . はじめに

高齢化社会に突入している先進国共通の課題は、限られた貯蓄・資本をどのように効率的に活用し経済成長につなげていくかという点にある。その際、貯蓄や資本にどのように課税するかという租税政策が、決定的に大きな役割を果たす。後述する北欧やオランダ、更には米国やドイツ等における金融所得課税に関する議論の新たな展開は、そのような先進国共通の課題へのチャレンジである。

わが国においても、少子高齢化の進展により金融資産の増加が見込めないなか、経済活性化や資金需要に対応するために、いかに既存の金融資産を有効活用するかが課題になっており、「貯蓄から投資へ」という投資促進政策の下で、おもに個人投資家に対する利便性の向上の観点から「金融所得課税を一体化した税制を構築する」という基本方針が、政府・与党で確認されている。

他方で、この金融所得課税の一体化は、証券税制改革という名称のもと、株式市場や証券会社の問題としてとりあげられてきたという経緯もある。その上、株式譲渡益や配当に優遇税制を認めることは、金持ち優遇である、という捉え方をする主張も散見される。確かに、現行の配当と株式譲渡益に対しては、本則税率の20%の半分の10%の税率が時限的に課せられていることや、株式市場対策の一環として、この税制がしばしば触れられてきたことから、そのようなイメージが出来上がったことにはやむを得ない点もある。しかし、本来の金融所得課税の一体化の趣旨は、証券会社や株式市場活性化のためではない。金持ち優遇税制というレッテルは、極めて表面的な見方に基づくものである。

金融所得課税の一体化には、投資家における金融所得間の損益通算、損失の繰越を認めるということと、金融商品や金融所得ごとに異なっている現行の課税方式を見直し、それらを均衡化する（分離して同一の税率水準にする）ということの2つの要素が含まれている。これにより、「金融所得課税の一体化」には、投資家のリスクテイク能力を高めることによって、「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応える、わかりやすく簡素な税制を提供することによって、投資家のコンプライアンスコスト、税務当局側における行政運営コスト、金融機関における金融商品の設計・顧客対応に掛かるコストを低下させる、金融所得に関する課税上の取り扱いが統一されることによって、各金融商品・金融所得に対する税の中立性をより担保し、且つ発達した金融技術を駆使した租税回避・租税アービトラージを防止する、という利点があるため、この制度は極めて大きな意義がある税制であるといえる。

こうした意義もさることながら、金融所得課税の一体化は「資本に対する効率的な税制を構築する」という世界的なトレンドに対応するという点に最大の主眼があることを認識しなければならない。世界的な税制改革のトレンドとしては、現行の包括的所得税が経済成長に様々な非効率性をもたらしていることから、資本に対する課税を見直すことで、資本に対して効率的な税制を構築することが重視されている。それは金融所得・資本所得を勤労所得から分離して低率で課税する考え方に則っており、北欧諸国の二元的所得税に始まり、BOXシステムを導

入したオランダをはじめとする欧州諸国に波及し、ドイツでも大連立政権のもとで合意され、米国でも大統領税制改革諮問委員会の改革案として同様の税制が議論されている。世界の所得税議論は、「課税ベースを広くして税率を引き下げる税制」から、「国内貯蓄・資本の効率を高める税制」へとシフトしつつある。その背景には、「公平」から「効率」への税制哲学のシフトがある。いや、より正確には、「公平」な税制を達成するためには、「効率」的な税制を求める必要が出てきたということであろう。

このような世界的な税制改革の流れを認識しつつ、わが国においても金融所得課税の一体化を進める必要がある。おりしも、金融商品取引法が成立し、これまでばらばらだった金融商品に関する規制・法体系を統一化する試みが行なわれた。また、わが国の金融機関も、持ち株会社のもとで銀行・証券等の相互乗り入れが進み、業界間の垣根は一段と低くなってきた。その意味で、金融所得課税の一体化に向けた環境は整い、機は熟してきたといえる。

一体化を進めていくにあたっては、証券会社や銀行に開設された口座を通じて売買された株式・株式投信の譲渡益について、源泉徴収で納税が完了する（申告不要）仕組みである特定口座制度を広く活用しながら進めていくことが望まれる。金融機関が記録した取得価格と譲渡価格から実譲渡益を計算し源泉徴収を可能とするこの制度は、納税者・徴税側双方における簡索性と正確性において極めて優れた制度で、早急に配当をこの制度に取り込む必要がある。また、預金（利子所得）等にも広げ金融機関が取り扱えるようになることで一体化の範囲が拡大し、納税者（投資家）利便は大きく向上する。また、このような制度を活用しつつ、個人が自助努力で老後の資産形成を行うことを支援する税制の構築が、小さな政府、豊かな老後をもたらすことになるという発想も重要である。

そこで、一体課税のゴールを定めつつ、一步一步手順を踏み、あるべき姿に近づけていくというアプローチが望ましい。2009年1月を目処にすべての上場株式がペーパーレス化するが、そのための新たなシステム作りが終わった直後の2010年は一体課税が大きく前進する目標年次と考えられる。

本稿は、このような問題意識に基づいて、わが国における金融所得課税の一体化の制度を具体的に検討し、現行制度の問題点を指摘するとともに、金融所得課税の一体化の実現に向けた課題と解決の方向性、今後更に検討すべき論点を示すものである。

2 . 現 行 の 金 融 所 得 に 対 す る 課 税 の 問 題 点

まず、現行所得税制における金融所得課税の問題点を示すことで、金融所得課税制度を見直す必要性を示したい。

現行の所得税は、包括的所得税を前提としながらも、利子・配当・株式譲渡所得等の金融所得に対する課税においては、分離課税による大幅な修正が行われている。とりわけ利子所得について分離課税がとられている理由は、

総合課税の適性を担保するためには、すべての所得に関して本人確認と名寄せを確実に行うことが必要で、そのためには大掛かりな仕組みが必要となるが、現状では限界があり、その下で総合課税が実施されると、実質的な不公平を新たに招くおそれがあること
利子所得等に総合課税が実施された場合、限界税率が適用される事から、金融の自由化、国際化の進展の下で、海外への資金シフトを招くおそれがある（いわゆる「足の速い所得」である）、且つ足の速い所得であるために源泉徴収によって税を前取りする必要があること

総合課税への移行によって膨大な確定申告が必要になると、納税者や税務当局の負担増につながる（簡素な源泉徴収制度によって納税を完結させる仕組み）

等の理由からである。

海外への移転が容易であるという金融所得の特性は、資金が自由に国境を跨ぐ環境では、金融所得を分離課税によって課税することに十分な理由があることを示している。

他方で、現行のわが国所得税の 10 分類は、金融所得に対する課税において必ずしも有効には機能していない。

近年、一般投資家において広く普及してきている投資信託を例に取っても、株式投資信託では、その換金に際して、“買取請求”を選択した場合と“解約請求”を選択した場合とは、税法上の扱いが異なるという状態が生じている。つまり、“買取請求”の場合には、税法上、その所得が譲渡所得と位置づけられ、株式や他の株式投資信託の売却損益と通算できる一方で、“解約請求”の場合には、解約損についてはおもに譲渡損失とされ、株式や他の株式投資信託との譲渡益と内部通算が可能であるものの、解約益については、所得が配当所得と位置づけられるため、株式や他の株式投資信託の譲渡損との損益通算ができない。また、“買取請求”では、換金に際しての利益の計算の際に、その投信を購入した際の手数料が控除できる一方、“解約請求”では、このようなことができない。

また、投資信託では、税法上の扱いが異なる公社債型と株式型の 2 つの区分があるが、その区分は、各投資信託が実際に運用している金融商品の種類・構成によって区分されるわけではなく、各投資信託の約款によって区分されている。そのため、実際、公社債だけで運用されている投資信託であっても、公社債型とは区分されずに、株式型と区分されうることとなり、実際に、そのような投資信託も多く存在している。その結果として、通常は、税法上認められて

いない、株式譲渡損と公社債の利子などの所得との損益通算が、このような投資信託を活用することによって、実質的に行える状態になっているともいえる。

このような例は投資信託だけには留まらず、例えば、ある指数に連動することで価格が決定されるという類似した金融商品であるETFや先物商品（日経平均先物など）の損益同士では損益通算ができないことや、損益通算以外にも、外貨預金と外国為替証拠金取引（店頭取引）、株式における現物と信用など、類似した商品間で税の扱いが異なるという状態も生じている。つまり、外貨預金から生じる利息は利子所得であるため取引手数料等に相当する経費は費用として控除できないものの、外国為替証拠金取引（店頭取引）の金利差相当額は雑所得となるため、取引手数料等の必要経費を控除できる。また株式においては、その配当に際して、現物取引では所得が配当所得となる一方で、信用取引（買建）の配当に相当する所得（配当落調整額）は、株式譲渡所得となる、というようなケースである。

このような税の不整合は、既に例として挙げた以外にも、仕組預金やオプション付債券など様々な金融商品に存在しており、更には、単一の金融商品から生み出される所得をみても、例えば、為替差益は雑所得、利子部分は利子所得等と複数の所得分類に該当する金融商品も多数存在し、投資家・納税者のタックスコンプライアンスコストを高くしている。

しかも単なる課税の不整合にとどまらず、為替差損が雑所得であることを利用して、年金と相殺するために為替差損を買うスキームが用意されていたり、不動産特定共同事業法に基づく持ち分の分配金が雑所得に分類され年間 20 万円まで実質非課税であることを売り文句に、年間 20 万円までしか分配しないような商品が売られるなど、現行の 10 分類は課税逃れスキームにうまく利用されている。特に近年はデリバティブやファンド、パススルー組織を活用し所得を付替える技術が急速かつ高度に発達してきており、金融の分野においては、10 分類は既に破綻に瀕しているといってもよい状況にあるのではないかと考える。

更に、現行税制は譲渡損失に対して不当に不利な扱いをしている。シャープ勧告の頃から、最近では German Council of Economic Experts の Annual Report 2003/2004 でも指摘されているように、譲渡所得と譲渡損失は中立的に扱われなくてはならない。例えばシャープ勧告の序文には、「われわれは、所得税において法人税との二重課税を避け、同時に常習の脱税を防止するような租税制度を立案した。このような制度のうちでも重要な部分とされているのは、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである」（下線引用者）と記されている。にもかかわらず現行制度は、損益通算の範囲が限定され、また繰延べも制限されている。

金融資産の運用に対してリスクが高まる中で、損益通算を大幅に認めることは、損失を投資家と国（税当局）とがシェアすることになり、投資家のリスクテイク能力を高め、経済の活性化につながるため、その意義は極めて大きい。

このように、現行のわが国の金融所得に対する課税は制度疲労を起こしており、金融所得に対する課税のあり方について根本的な見直しが必要であると考えられる。

3 . 金 融 所 得 課 税 一 体 化 と は

金融所得課税一体化の具体的な制度を検討する前に、まず、所得税の様々な類型と対比することにより金融所得課税一体化という考え方の租税政策としての位置付けを確認したい。

まず、所得税の類型は大きく4つあるとIMF¹では整理されている。すなわち、包括的所得税、支出税、二元的所得税、そしてフラットタックスである。

包括的所得税とは、納税者が得る全ての所得を合計し、累進税率を適用するものである。教科書においては理想的な税制であると言われ続けている税制であるものの、キャピタルゲインに対する課税が執行上困難なうえ、既に述べたとおり金融所得においては資本流出を招きやすい等さまざまな問題を生じさせており、先進諸国では厳格な包括的所得税を採用している国はない。

支出税とは、所得や貯蓄・投資からの収益に着目して課税するのではなく、支出に対して直接税として課税するもので、所得税というより消費課税（消費を課税ベースとする税制）²の一種である。付加価値に対し一度だけ課税するという点で歪みの少ない税制である。現行所得税制度の下での金融所得への課税は、課税後の所得への課税であり、二重課税の要素を含んでいる。支出税では、貯蓄・投資に回される所得には課税されず、支出時に一度だけ課税されることになるため、貯蓄・投資にやさしい税制となり貯蓄・投資へのインセンティブも働く。支出税そのものは、執行の観点からの多くの問題があり、これを採用している国はないが、この論理そのものは、多くの国が付加価値税を採用していることで実質的に近づいているという状況もあり、高い関心が寄せられる制度である。

二元的所得税は、北欧諸国において多く導入されている制度であり、勤労所得に対し累進税率を適用しながら、資本所得に対して相対的に低い比例税率を適用するものである。北欧諸国では、総合課税の下で住宅ローン等の負債利子控除制度を利用した租税回避と高インフレの影響で資本所得からの課税所得がマイナスであったという状況のなか、「足が速い」といわれる金融所得の海外移転を防ぐことも兼ねて、現実的な選択肢として二元的所得税が導入された。このことは、その後、オランダやドイツの税制に大きな影響を及ぼしている。わが国における金融所得課税も分離課税が多用されているという点で類似性が認められ、「実質的な二元化である」との指摘もある³。なお、本格的に二元的所得税を導入するにあたって、最も大きな課題は、自営業者や大口株主の扱いである。彼らの所得の一部は事業や経営に参画することで得られる勤労所得、一部は投下資本へのリターンとしての資本所得であり、またストックオプシ

¹ 平成19年5月17日 政府税制調査会第10回企画会合・第5回調査分析部会合同会議提出資料より

² 「消費課税」とは、物品やサービスの消費（支出）に対して担税力を認めて税を課す税制である。課税ベースである消費＝所得－貯蓄・投資であることから、貯蓄や投資からの収益に課税しない。

³ OECD(OECD “Tax Policy Studies : Fundamental Reform of Personal Income Tax”(2006))、IMF(平成19年5月17日政府税制調査会第10回企画会合・第5回調査分析部会合同会議提出資料)より

ョンに見られるように、勤労所得と金融所得の付替えは容易であり、双方を区分けする方法が必要となる。この点は二元的所得税のアキレス腱と呼ばれている。

フラットタックスは、消費課税（消費を課税ベースとする税制）の一種であり、付加価値を賃金・給与・年金等とキャッシュフロー（利潤・利子・地代）にわけつつ、それぞれ個人段階、企業段階で同率の税制で課税するものである。個人段階で課税する理由は、基礎控除を設けることで逆進性を緩和するためである。基本的に単一税率であるが、若干の累進性を設けるなど様々なバリエーションが存在し、現在、東欧の国々を中心に導入が進んでいる。なお、所得税の所得控除を基本的に廃止し、単一税率で課税する税制をフラットタックスと呼ぶ場合がある。これらの税制は、ロシア、ウクライナ等旧東欧圏で導入されている。いずれにしても、金融所得には課税しない。制度が簡素になる結果、申告にかかる手間が少なくなり、また、納税者のコンプライアンスが向上することが確認されている。フラットタックスにおいては、課税ベースの拡大とともに、特に高所得者において大幅な税率の引き下げが行われ、所得分配上の問題を惹起する。課税ベースの侵食が著しい日本においては魅力的な制度であるものの、控除制度の大幅な整理と、高所得者を優遇する改正を実現するには、説得力のある提案が必要になるだろう。

ここで改めてわが国で議論されている金融所得課税一体化の定義を確認すると、平成 16 年 6 月 15 日に政府税制調査会から公表された『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』によれば、「金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの 2 点」であるとされている。より具体的には、金融所得とされるべきものは分離課税とし、例えば 10%、20% といった比例税率で課税するというものである。

このような金融所得課税一体化の考え方を、教科書的には理想であると言われる包括的所得税とどう関連づけて考えたらよいのか、という問題がある。現行の金融所得課税をさらに一体化していくことは、分離課税・比例税率、損益通算という点で、包括的所得税とは異なった哲学に向かいつつあるという見解がある一方で、基本的には包括所得税の考え方を基礎としており、包括所得税からの離脱というより派生したもの、とみる見解も有力である。

わが国税制の歴史の中で鑑みれば、現在のような分離課税・比例税率の採用は、戦後日本の資本不足を理由に総合課税が骨抜きにされた後、高度成長期を経て資本の蓄積が進むなかで資本への積極課税を再度検討するにあたり、納税者番号がないなかで国民に広く均しく課税を行うために現実的な課税方法として採用されたものであり、また今日においては、資本の海外流出や租税回避行為の防止という観点からも理論的正当性を与えられるべきものといえよう。

いずれの立場をとるにしても、金融所得課税の一体化は、現行制度からの継続性を十分に保つものであり、経済活動の更なる国際化に対応した現実的な進化形であると捉えることができる。

重要なことは、金融所得課税一体化は、OECD ならびに IMF が指摘しているように、そもそも二元的所得税の考え方を下敷きにした税制であり、金融所得を比例税率で分離課税し、所得

税累進税率の比較的低い水準で課税されている点で両者は基本的に同じものと言っても過言ではないということである。実際、金融所得課税の一体化は実質的に二元的所得税の本質と近い結果をもたらす。従って、金融所得課税の一体化により、二元的所得税を導入した国々が実現した、資本の海外流出の防止や、効率的な資本課税の実現を期待することができる点に着目すべきである。

金融所得課税の一体化は二元的所得税の考え方との類似性から、税体系や経済・財政状況の異なる日本において導入することは適切ではないという見方がある。しかし、最近のOECDのレポート⁴では、アメリカやイギリス、ドイツなどの多くの国々が、本来の包括所得税を修正した税制（Semi-comprehensive）に変貌する一方、日本は、ベルギーやチェコ、ギリシャ、ハンガリーなどととも、既に、現行の税制において、二元的所得税に近い税制（Semi-Dual Income Tax）を採り入れている国であると指摘されていることに着目すべきである。

また、金融所得課税の一体化は、必ずしも「金融所得」といった所得類型の新設、あるいは、あらゆる所得の課税の二元化を目指しているわけではない。中立で簡素な税制を実現し、納税者に分かりやすく、かつ執行の容易な金融税制を目指すという目的に合致するよう、実効性・実現可能性を加味した検討が必要である。具体的には、個々の金融商品ごとに金融所得を判断していくことにより、時代の要請に応じて範囲を広げていくことが可能となる。なにも、金融所得をアприオリに定義するということはないのである。また、二元的所得税においては資本所得に対する税率と勤労所得の最低税率、法人税率が同水準に設定されるが、金融所得課税の一体化はそのような税率水準を必ずしも目指しているわけではない。

更に金融所得課税の一体化を二元的所得税の一つと位置付ける場合には、このような税制は、消費課税（消費を課税ベースとする税制）に向かう中間的な税制と位置づけることもできる。包括的所得税は、課税後所得から投資・貯蓄したにも係わらず改めて課税されるため投資・貯蓄へのインセンティブを弱めて資本蓄積を阻害する、配当については法人段階において損金算入が認められないものの借入金は利子控除されるため、直接金融と間接金融の中立性を阻害する、などの経済活動に歪みを生じさせるおそれがある。これに対して、支出税、フラットタックスといった消費課税制度の特徴は、前述したように付加価値に対して一度しか課税しないことで税制による経済活動の歪みを最小限に抑えるというものであり、経済活動への中立性という観点から極めて優れた税制である。一方で、金融所得への課税を分離して低率で課税する方式は、将来的に金融所得を非課税にする消費課税への布石ととらえることができる。つまり、仮に法人段階で支払い利子の損金算入を否認することにより利子課税を行い個人段階で金融所得をすべて非課税にすれば、このような税制は消費課税となる。二元的所得税は、金融所得に対する税率を低額にしているが、それは消費課税への第一歩ともみなすことができ、実際、OECDにおいても二元的所得税が包括的所得税と消費課税の中間的な税制であると評価されている⁵。

⁴ OECD “Tax Policy Studies: Fundamental Reform of Personal Income Tax”(2006)より

⁵ OECD “Tax and the economy : A comprehensive Assessment of OECD countries”(2001)より

いずれにしても、われわれは、わが国の実態に即して税制を考えていけばよいのであって、原理的な税制をそのまま受け入れる必要はないのである。

4 . 金融所得課税一体化の具体的な仕組み

金融所得課税一体化の制度設計を考えるにあたっては、金融所得の定義、統一する課税方式、損益通算の範囲と方法、番号制度の取扱い、金融所得へ課税する税率、の5点を決定する必要がある。

金融所得の定義

ここでは、本稿において議論の対象となる金融所得を考えたい。議論をより直感的に分かりやすくするため、ここでは金融所得を金融商品から生ずる所得とし、以下、どのような商品を金融商品として分類するかを議論したい。

資本の効率活用（更にはそれを前提とした老後の資産形成の促進）を金融所得課税一体化の大きな目的とするのであれば、ある商品を金融商品とすべきかどうかの判断基準は大きく2つになるだろう。一つは、その商品が経済主体の資金調達手段であるということ、そしてもう一つが、その商品が国民の資産形成に広く用いられているということである。また、上記観点から金融商品とされるものと同等の効果を持ち、それらを容易に代替できるような商品については、中立性・租税裁定防止の観点から、上で記した2つの判断基準から漏れるものであっても金融商品に含めることを検討すべきである。金融所得に対する課税の中立性を確保するためには、このような商品をできるだけ広く金融商品に分類することが望ましい。

具体的に挙げると、普通預金・貯金、定期預金・貯金、外貨預金、外国為替証拠金取引、公社債、新株予約権付社債、公社債投資信託、貸付信託（ビッグ）・金銭信託（ヒット）、株式、株式投資信託、抵当証券、特定小口債権、不動産投資信託（REIT）、集団投資スキーム（所謂ファンド）、証券先物取引、オプション取引、新株予約権、一部の保険商品、商品先物取引などが挙げられる。

なお、貴金属（金地金などの現物）については、今回の報告書では検討対象としていない。金ETFが大阪証券取引所に上場されるなど貴金属と金融商品との垣根が低くなりつつあるという認識はあるものの、貴金属の現物となると、口座・名簿等で管理されていない物も広く含むこととなり、制度運用上の課題が大きくなることが想定される。不動産投資信託同様、証券として仕組まれたもののみを当面は念頭に置けばよいと考えている。

検討する必要があるのは、保険の取扱いである。保険には保障の機能があり金融商品とは異なるといった議論がある一方で、一時払い養老保険のように定期預金や投資信託に非常に似た性質をもつ商品も含まれており、個人の資産形成のための商品として扱うべき商品が存在することは否定できない。現状では、保険には保険料控除が存在することや、5年以内の一時払い養老保険を除き、保険から生じる収益が一時所得あるいは雑所得扱いになっていることなど、他の金融商品との違いがあるものの、将来的には個人の資産形成のために購入される商品を中心に保険商品による金融所得を金融所得課税の一体化の対象に含めることを視野に入れた検討が必要である。

もう1つ念頭に置きたいものとして、ファンドへの投資によって生じた所得が挙げられる。例えば、信託契約を介して投資をした海外の Limited Partnership の不動産貸付事業による損益の所得区分について、当該個人投資家は不動産所得として申告し、当局は配当所得として更正処分を行い、東京国税不服審判所は不動産所得にも配当所得にもあたらず雑所得であると判断したケースがある⁶。このように、国内外のファンドからの収益（多様な事業体からの収益）の税制上の扱い（所得区分等）は明確ではなく、予見可能性に問題が生じている。ファンドからの収益については、そのファンドの特性上、金融所得とすべきか、事業所得とすべきか、という点について厳密に区分をしていくということは難しいものの、例えば、アメリカにおける代表的なタックス・シェルター規制策である“Passive Activity Loss Rules(PAL ルール)”において定義されている受動的活動の収益のような所得を金融所得とし、能動的活動による収益のような所得を事業所得として分ける、ファンドの性格によって金融所得か事業所得に分けるなど、金融所得の区分を曖昧のままにしておくのではなく、あらかじめ一定のルールによって金融所得として扱う範囲を整理しておくことが望ましいのではないか。このように整理することで、課税の予見可能性が高まり、商品の企画側、購入側の双方にとってのリスクが軽減できる。このような方向は、現在わが国の組合税制の所得区分について、通達レベルでも規定しかなく法的安定性・予見可能性に問題が生じているが、そのような状況への対応策として問題提起したい。

また、金融商品からの所得を考える上で、金融商品の上場廃止や無価値化という点にもふれておきたい。金融商品の上場廃止や無価値化について、特に上場廃止については、近年日本でも多くの投資家が影響を受けるケースが起こっている上に、今後同様のケースは十分起こりうることを鑑みても、これらをどこまで救済すべきかを含め、今後早急な議論が必要となる。例えば投資家が上場廃止となる株式を売り抜けることができず、更にみなし譲渡損としても認められない場合（後述 コラム“上場廃止株式”参照）、譲渡が発生しないため損が実現できず譲渡損失とはならないという問題や、オプションが行使できなかった場合はオプションが価値を失い譲渡損失ではないため株式譲渡益等との損益通算は認められないという問題がある。このような例は、投資を行って最も大きなリスクが発生した際にその損が税法上救済されないの投資促進という観点からも望ましくないものであり、担税力に応じた課税という原則的考え方とも合致しないともいえるのではないか。この辺りは、損と益の取扱いの均衡化という観点ともあわせて検討されるべきではないか。

⁶ 平成18年8月14日付判断 週刊税務通信平成18年10月2日号より

【コラム 上場廃止株式】

株式が上場廃止になると、その株式をもつ投資家は様々な不利益を被る。まず、非上場株式は特定口座での保管ができないため、当該株式を特定口座で管理していた場合は特定口座から強制的に放出され、税額の計算や取得原価の管理をしてもらえなくなる。また、上場廃止により3年間の譲渡損失の繰延べもできなくなる。そして当然のことながら、株式の流動性が著しく低下し、売却が非常に困難になってしまう。売却ができないということは譲渡損失を実現することができないということになり、大きな含み損を抱えたまま処遇に困る投資家も出てくる。現在の制度でも、投資家が特定口座に保管している上場株式が上場廃止となった上で、更に一定の要件を満たしつつ無価値化した場合（清算終了、破産手続開始の決定、会社更生計画または民事再生計画に基づく100%減資、特別危機管理開始決定（銀行の国有化）のいずれかに該当した場合）には、みなし譲渡損が認められるケースはあるものの、上場廃止という事象だけが発生した場合については、投資家の損失については考慮されないことになる。

上場廃止リスク、流動性リスクは上場株式につきものであり投資家は上記不利益を甘受すべきであるともいえるが、投資家が最も困難な局面に陥るときに税制上、損失が考慮されないことについては、担税力に応じた課税という原則的な考え方から見ても改善の余地があるのではないだろうか。「社会通念上の譲渡損失」、あるいは「みなし譲渡損失」（実質的には最終価格での売却と買受の同時履行）といった概念を導入し損失の実現を認める、あるいは譲渡を擬制するのではなく時価課税を拡張して、上場廃止時には取得価格の洗い替えと評価損の実現を認めるといった形での救済を検討してはどうだろうか。

統一する課税方式

金融所得に対する課税を一体化するという事は、金融所得を分離課税とすることによって他の所得との関係を断つことに他ならない。従って、統一する課税方式は分離課税ということになる。更に、その場合、後述するドイツの例にみるように、可能な限り源泉分離課税、あるいは申告不要制度が望ましいということになる。この観点で大きな問題となるのが配当と外貨預金である。

また、課税のタイミングについて統一をはかるべきとの議論がある。具体的には、公社債の譲渡損益についても税制上の手当をすべきではないかといった議論であり、政府税制調査会の示した『金融所得税の一体化についての基本的考え方』においても、公社債の譲渡益課税、譲渡損の損益通算を念頭においた言及がなされている。

以下、配当、外貨預金、公社債の順に検討する。

- 配当所得の課税

配当所得は、総合課税が原則となっている。大口株主⁷ ではない株主は確定申告を行う必要がないとされているものの、それはあくまでも手続きの簡便のための例外的措置であり、原則は申告のうえ配当控除をうける仕組みとなっている。これは、配当所得は事業参加性のある所得として利子所得とは異なる取扱いが必要になるためである。また配当控除については、配当に対する課税が法人税と二重課税の関係にあることから、総合課税の枠組みの中でそれを調整するための方法として認められている。

大口株主においては、必ず配当所得を申告して総合課税に服する必要があるとされている。これは、先述のように、出資の事業参加性に鑑み事業所得として課税すべきであるという考え方に加え、同族会社等において、給与所得を配当に付替えることで相対的に低い実効税率を享受することを防ぐためとされている。

このように配当所得は総合課税が原則となっているものの、ここでは、総合課税を維持する必要があるかどうか検討を行いたい。

まず、大口株主以外の配当所得に対する課税方法について検討を行いたい。これら株主に対する配当所得については、その事業参加性が低いと考えられる点を考慮すると総合課税を維持する必要はなくなることとなる。また、二重課税の調整という観点から考えた場合にも、調整方法には、法人税段階での配当の損金算入を行う方法や、個人段階における配当所得への課税に際して、配当所得の一部について課税する方法などの選択肢もあるため、総合課税を維持する必要はないと思われる。つまり、総合課税以外で二重課税の調整を行う方法として、法人における資金調達手段への中立性の観点から（後述 コラム”資金調達手段に対する中立性”参照）法人段階で配当の損金算入を認める場合は、配当原資については法人段階では課税されないこととなるため、二重課税が解消される。また、現行の税制のように個人の段階で調整を行う場合も、個人が受け取る配当所得の「一部」を課税所得にするという方法で二重課税の調整が図れる、ということである。

また、配当に対する二重課税の調整という観点から見ると、配当への税率が十分低くなった現在では、前述したような調整を行わなくても、配当所得を分離課税にすれば二重課税は実質的に解消されると理解すべきだの現実的な見解もある。つまり、法人税の実効税率 40 %であり、分離課税の税率を本則の 20 %とすると、配当に対する実質的な税率は、約 50 %（法人税：40 % + 個人での配当課税： $(1 - 0.4) \times 20 \% = 52 \%$ ）であることとなり、これは所得税の最高税率とほぼ同一の税率となっている、ということである。

いずれにしても、配当を原則分離課税することについては、問題がないと考える。

また、配当については二重課税の調整に加えて、投資を促進する政策的要請から優遇税率である 10 %を継続すべきかどうか大きな議論になっている。現行のドイツの税制は、配当所得に対して2分の1を課税所得とすることによる二重課税の調整を図っている。わが国でも、

⁷ 発行済株式の総数又は出資金額の5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人

この方式を取り入れ、配当所得の一部（具体的には、実質税率を10%～15%になるように配当所得の2分の1から4分の3程度）を課税所得として含める課税方式を採用することで、「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応え、且つ個人投資家にとってメリットが分かりやすい簡便な方法で二重課税を調整することによって、実質的な低税率を実現しつつ、金融所得への統一した比例税率を適用することができるようになる。この方式については、配当に対する課税の現実的な取り組みとして積極的に検討すべきである（後述 本章 “金融所得へ課税する税率” 参照）。

次に、大口株主の配当所得への総合課税を維持すべきかについて検討したい。大口株主における配当所得の事業所得性については、多くの者が認めるところである。特に閉鎖会社においては総合課税の維持が必要であるとの見解も有力であり、全面的に分離課税へ移行するには高いハードルがある。しかし現行税制の、5%以上の出資が大口株主の判断基準として妥当かどうかについては議論の余地がある。また、給与所得の配当所得への付替えという観点からも、5%程度の出資では生じないのではないか。大口株主への対応という観点からは配当課税を全面的に分離課税へと移行することは難しいものの、大口株主の定義を見直し、出資比率基準の引上げや株主の数などをもとに実害のありそうな株主に限定して総合課税を維持し、配当課税の原則は分離課税とすることは可能だと思われる。

なお、配当課税の特殊性については、配当所得の相対性という観点から疑問を呈することもできる。配当を法人の側から見ると利子との類似点が見えてくる。配当も利子も、法人が資金をもとに生み出したキャッシュフローを投資家の投資形態に基づいて分配しているものだという点では同じである。そのような観点からは、利子と配当で異なった課税を行うことは合理的ではなく、相対的に税務上有利な借入に資金が偏り、企業の財務構造を歪めるといった議論があることにも注目すべきであろう。

【コラム 資金調達手段に対する中立性】

本報告書は個人所得税における金融所得課税の一体化を検討するものであるが、配当所得と利子所得については、法人税においても両者の中立性が問題として指摘されている。

利子は法人税の課税標準を計算するにあたって損金算入されるのに対し、配当は利益処分として税引後利益から支払われる。従って経営者が資金調達を行うにあたり、税制上有利である借入金を選好するなど、税制が経営判断にバイアスを与えかねない。

配当の税法上の扱いの問題はこれまでもしばしば配当の二重課税の問題として議論されてきた。しかし、このような二重課税に焦点を置いた問題意識では、法人における負債比率、つまり、税制が法人の過少資本を促しかねないという点について焦点があたりにくい。資金の調達側である法人は、法人税段階で配当と利子の税法上の取扱いが等しくならない限り意思決定にはほとんど影響が及ばないと想定される。税制が法人における過少資本を促しかねないという点も含めて配当への二重課税の問題を調整するためには、法人段階での配当の損金算入などの法人段階での調整を検討する必要があるとも言える。

利子と配当に対する課税のアンバランスの問題はまた、人材の有効活用という観点からも歓迎できない。法人段階での利子優遇は、たとえばハイブリッドな金融商品を工夫するといったように、企業にタックスプランニングの機会を与えている。そのスキームは、当局による否認を受けるたびに複雑化し、ごく一部の優秀な人間にしか理解し開発できないものになっている。しかもそのスキームは、節税以上の意味を持たない極めてタックスオリエンティッドな商品となっており、利子と配当が税務上同等に扱われていないことによって、優秀な人材が必ずしも建設的ではない業務に従事しているという事態に陥っている。

このように利子と配当に対する課税のアンバランスは、企業の資金調達を歪める可能性があるだけでなく人材の有効活用という観点からも問題を引き起こしており、早急な対応が必要である。また、配当の二重課税の解消は投資家にとっても好ましいことであり、これを解決することで海外からの投資を促進する働きも期待できるのではないかと。

● 外貨預金への課税

外貨預金は、利子部分と為替差損益部分が別々に課税されている。利子部分は通常の預金と同様 20% の源泉分離課税で完結している⁸。一方で元本に対して発生した為替差損益については、預け入れ時に満期時の元本および利子の円転レートをあらかじめ約定し、満期時に実際に当該レートで円換算して支払われる場合を除いて雑所得に分類されるため、その所得は確定申告によって総合課税に服することになる。外貨預金における為替差損益は「預金から発生する

⁸ ここで言う利子部分とは、外貨建ての利子に満期日または解約時の為替レートを掛けたものになる

所得ながら利子ではないもの」ということから雑所得に分類されているようで、同様の理由で外国債の償還時為替差損益も雑所得として総合課税されている（ただし、売買に伴う為替差損益は非課税）。

このように外貨預金から生じる所得への課税方式は、利子部分と元本に対する為替差損益部分とに分かれている。しかしながら、金融商品から生ずる所得に対する課税を統一していくという観点からは、将来的に20%の分離課税で統一する方が簡素で混乱がなく、また中立性の観点からも望ましいものと思われる。そのうえで、特定口座を預金等にも広げ、後述するように特定口座内に設定された外貨預金については源泉分離課税とすることが望ましいのではないかと。金融所得課税一体化の検討を進める際には、外貨預金における元本の為替差益の位置付けを再度整理し、他の金融所得同様の分離課税の実現を検討すべきだろう。またその際には、外国債の償還差損益の扱いについても同様に分離課税を検討すべきだと思われる。いずれにしても、個人による為替取引とそれに伴う為替差損益が発生するケースが今後も増加すると見込まれるなか、現行税制の複雑な取扱いは、タックスコンプライアンスの観点から問題の多いもので、このような点においても、金融所得課税一体化のメリットが見出せる。

● 公社債譲渡益への課税

公社債譲渡益は、現在非課税扱いになっている。これは、公社債のキャピタルゲインは利子の実現過程でしかないため、譲渡益への課税は利子課税との二重課税になるという理解に基づいている。しかしながら、政府税制調査会から発表された『金融所得税の一体化についての基本的考え方』では、公社債譲渡益への課税と譲渡損の損益通算について積極的な提言がなされているため、公社債譲渡益への課税についても論点を整理しておきたい。なお、このような提言の背景には、センチュリーボンドなどの超長期社債の登場や利益参加型社債といった債券に株式のオプションが取り込まれたような商品が登場し価格形成が株式に類似するような債券が出始めたことに加え、これまでの超低金利期に債券を購入した投資家においては今後の金利上昇局面で大きな譲渡損を被る可能性があり社会的な影響が大きくなる懸念があるという状況があると思われる。

公社債譲渡益を課税するにあたっては、公社債から生ずる利子と譲渡益をどう捉えるのか、という点と、期中に譲渡される場合、譲渡されずに保持された場合、それぞれの場合においても適正に課税が行われるためには、公社債における利子・譲渡損益に対する課税をどのように行うのか、という点の2つが論点となる。

まずは、利子および譲渡益の捉え方について記述する。利子と譲渡益を捉えるための一つの考え方は、二重課税の排除を厳密に要求し、投資家が認識する元本と利子を厳格に分けるという考え方である。つまり市中金利に基づき値が付いている元本価格を元本とし、その後市中金利の変動によって生じた元本の増減をキャピタルゲイン・ロスとする。残りの部分（支払われるクーポンと、償還が近づくとつれて実現する元本の値上りや値下がりとしての利子）を利子所得と捉えるという考え方である。もう一つは、利子所得はクーポンから発生する所得である

という現行制度の認識を維持し、公社債の売買に基づく所得は、たとえそれが厳密に考えると経過利子の実現分であると概念上は整理できても、全て譲渡所得として捉えるという考え方である。

前者の場合、理論的な整理としては確かに厳密になるが、課税の実効性という観点から問題が生じる。つまり、市中金利が日々変動するなかで、どのように利子所得を確定するのか、という問題である。取得時の市中金利をもとに利子課税を行っては、市中金利が大きく変動した際に利子所得を適切に課税できなくなってしまう。期中平均金利をもとに期末で課税とする場合、どのように期中平均金利を算定するのかという問題に加え、期中平均で計算した利子に対応する元本価格の増減を期末段階でどのように処遇するのか（時価課税するのか）といった問題が発生する。更に、個人投資家に対しこのような複雑な制度を理解するよう求めるのか、あるいはたとえこれを特定口座で保管することで個人投資家が必ずしも制度を理解しなくてもよいとして、金融所得課税の一体化が目指す簡素な税制としてふさわしいものなのかといった点で疑問を抱かざるを得ない。

公社債の譲渡益に課税を行う場合は、厳密性を求めるのではなく、後者のようにクーポンを利子、残りは譲渡益と捉え、株式の配当と譲渡益に近い課税を行うことで、直感的に理解しやすい制度にすることが望ましいと思われる。

次に、公社債の利子・譲渡益にどのように課税するのかについて記述する。前述した通り、クーポンを利子、残りを譲渡益と捉える場合、公社債が幅広い課税主体に保有されているということを勘案すると、クーポンに対する税については源泉徴収が維持されるべきであると考えられる。クーポンに対する源泉徴収が維持されるとすると、償還までの期中の間、公社債が保持されている場合には、クーポンに対して源泉徴収が行われることとなる。また、期中において譲渡される際には、譲渡益と経過利子が厳密に分けて認識され、経過利子分の源泉徴収額の現在価値を反映した価格で売買がなされる。この際、経過利子の源泉徴収相当額についてどのような課税を行うのか、つまり、経過利子の源泉徴収相当額を損益通算のための税として認めるべきかどうか、という点が課題となる。簡単のために、例を挙げて説明を行う。ある期末に20のクーポンが生じる公社債について、期中の中間段階で譲渡が行われると仮定する。その譲渡に際して、期末に発生する20のクーポンのうち、経過利子10から経過利子の源泉徴収に相当する2を控除した額の8が公社債を譲渡される側から譲渡する側に渡される。その後、公社債の譲渡をされた側は、期末まで当該公社債を保持し続けたとすると、期末の段階でクーポン20から源泉徴収分4を引いた16を利子として受け取ることとなる。ここで、金融所得課税の一体化が行われ、株式なども含めた譲渡益と利子の損益通算が行えるということを前提に考えると、公社債の譲渡に際して、損益通算に含めることができる経過利子の源泉徴収分の税については、譲渡された側（税額：2）・譲渡した側（税額：2）の両方なのか、譲渡された側だけ（税額：4）なのか、どちらを認めるのか、という点が課題になる。仮に前者の方式とする場合、各納税者における公社債の保有期間を管理する仕組みが必要になるため、一般口座などでは、そのような管理が難しく、実質的にこのような処理が行える公社債の譲渡は、特定口座

間の譲渡に限られてしまうといったおそれがある。後者である場合には、経過利子に対する課税、現行の税の捉え方を見直す必要がある。

なお、割引債については別途検討が必要であると考えている。割引債は必然的に値上りをする商品であり、しかもその値上り分は利子所得として発行時に源泉徴収されている。従って譲渡益は、発行時に想定されていた元本の値上り以上に価格が上昇した部分、つまり、純粋に金利変動によって生じた値上り部分を特定して課税する必要がある。これは、理論的には可能であるものの、仕組みや計算の難しさを考えると、簡素な税制という要請にできていない。発行時の源泉徴収をやめて譲渡益に課税することで利子分もまとめて課税するという制度が考えられるものの、この場合、保有し続けた場合の利子所得の繰延べに対してどう対処するかという問題が生じる。源泉徴収ありの特定口座で保管されているものについては一定の方法を定めて時価課税し、それ以外の場合は投資家に時価評価による申告納税を要求するなどの対処が考えられるが、納税者の作業負担や実効性も勘案し、また米国のOIDルール等を参照しながら、今後、より詳細に検討する必要があるだろう。

損益通算の範囲と方法

冒頭でも述べたように、譲渡所得と譲渡損失は中立的に扱われなくてはならない。すなわち、譲渡所得と譲渡損失の損益通算は広く認められるべきである。特に本報告書で取り上げている金融所得課税一体化は、文字通り金融所得を一体として捉えることを提案しており、金融所得内での損益通算は広く認めることを目指すものである。貯蓄から投資へ、金融資産のリスク資産へのシフトが望まれているなか、国と投資家がリスクをシェアするという観点からも、譲渡所得と譲渡損失の課税上の中立性に対して更なる配慮が必要であろう。しかしながら、現行制度からの移行、あるいは実務上の制約から、損益通算の実現までには一定の期間を要すると思われる所得がある。また、譲渡所得と経常所得の損益通算については、無制限の損益通算に対し懐疑的な意見もある。この論点は、損失繰延べの期間とも深く関連するものである。

ここでは、移行期間の要請に応じた金融所得課税の一体化の段階的な導入を提案するとともに、譲渡所得と経常所得の損益通算、損失繰延べの期間についての論点整理をしたい。

まず、現在分離課税されている金融所得の間においては、システム対応に掛かる一定期間を考慮した上で、確定申告による損益通算を早期に認めることが可能であろう。これらの所得は、通常の還付申告と同様に源泉徴収された税額を示す通知書を添付して申告することで、損益通算を認めることができるはずである。このような取り扱いについては膨大な口座数等から預貯金利子の扱いが議論になるが、これは預金者に対する通知書の発行を預金者の申請があった場合に限って行えば特に問題はないものと思われる。後述するように、2009年から始まるドイツの金融所得一体課税はこの方法をとる。

そのうえで、本章 “統一する課税方式” で議論したように金融所得で分離課税が実現されていないものを順次分離課税へと移行することで、確定申告による損益通算が広く認められる

ようになる。

更に、源泉徴収ありの特定口座で扱える商品については、源泉徴収段階での損益通算を認めることができるだろう。現在の特定口座制度は、株式や株式投信の譲渡益のみを扱っており配当等の経常所得は扱っていないが⁹、その口座で保管する証券等について譲渡や信用取引による所得を金融機関が計算し源泉徴収する仕組みとなっており、納税者・徴税側双方にとって簡素性と正確性において極めて優れた制度である。確定申告は非常に手間がかかるうえ、年末調整がある日本においては一般的に馴染みの薄いものである。確定申告による損益通算を認めるだけでは金融所得課税の一体化が実際には利用されず、効率的な金融市場の実現や老後の資産形成の支援といった当初の政策目的が達成されない可能性がある。そこで、既に広く普及している特定口座を活用し、そこで保管されている金融商品については簡便な損益通算を認め、将来的には特定口座で保管することのできる商品を広げることで、金融所得の一体課税を、より使いやすい制度として定着させていくべきである。このような税制は世界に類を見ない簡便な税制である。

2009 年から始まるドイツの金融所得一体課税はこの方法を先取りしたものである。ドイツでは、投資家がドイツの金融機関に本人確認された口座を有し、そこを通じて預金、株式売買等を行う場合には、そこから生じる利子・配当・株式譲渡損益等について、金融機関がすべて口座の中で通算し、最終的な所得を 25 % の税率で源泉徴収し、税務署に納付する。本人が申告する必要のない源泉分離課税である。また、自らの所得にかかる限界税率が 25 % 以下の納税者は、税務署に還付申告を求めることができる。このような制度を導入する背景は、貯蓄・資本の国外流出を懸念したドイツ銀行業界が、簡素で確実な税制の導入を働きかけたということである。

分離課税の対象を広げていくことについては、本章 “統一する課税方式” において配当と為替差損益についてどう考えるべきかを議論した。ここでは、配当、為替差損益に加えて利子所得の三所得について、特定口座での取扱いの可能性について議論したい。

● 配当所得

配当所得は発行会社において源泉徴収が行われており、また先述の通り多くの投資家にとっては申告不要となっているため、実質的に源泉分離課税となっている。先に本章 “統一する課税方式” で提示した幾つかの制度を選択した結果として配当課税を原則分離課税へと移行できた場合、源泉分離課税へと移行するのが最もスムーズだろう。

これを特定口座において取り扱うことができるようにするためには、少なくとも特定口座で受け取る配当について発行会社における源泉徴収を行わない仕組みを検討しなくてはならない。現在、配当は郵便為替、銀行口座振込みの 2 通りの受け取りが可能であり、更に株券電子化実現後の 2009 年以降は、証券の持分に応じて証券口座（特定口座ではない口座）で受け取ることも可能になる。ここで考えられる制度としては、特定口座で配当を受け取る場合のみ発行会

⁹ 租税特別措置法 第三七条の一一の三、一一の四

社において源泉徴収を行わないというものである。しかしながら、株券を特定口座から一般口座に移すことは比較的容易であり、そのような制度を実施するには配当のたびに発行会社が株券を保管している口座の種類を確認しなくてはならない。それは株式の発行株数を考慮すると業務が非常に煩雑である。

そこでもう一つの選択肢として、郵便為替によって払われる配当は発行会社において源泉徴収を行い、口座経由で支払われる配当については、銀行口座も含め口座で源泉徴収を行うという制度が将来的には考えられる。ただし、銀行口座において源泉徴収を行う場合は、地方税分について納付先（株主の1月1日時点の居住地）をどのように特定するのが実務的な課題となるため対応策を検討する必要がある。また、源泉徴収は納税者や課税当局にとっては利便性の高い仕組みであるが、源泉徴収義務者にとっては自己の負担すべき税でないにも係わらず事務負担が課され、かつ徴収義務の過怠があった場合には罰則が科せられるなど、非常に重い義務を課すものである。このため、金融所得課税一体化の主旨からすれば望ましい場合であっても、新たに源泉徴収義務を課すことが実質的に制限される場合がありうることに十分留意する必要がある。

なお、いずれの仕組みも、発行会社の配当業務を受託している信託銀行または口座を管理する銀行や証券会社にシステム開発が発生し、コストがかかることになる。どちらの制度の方が社会的にコストが低く当事者に納得感のあるものなのか、今後検討していく必要がある。

- 預貯金利子と外貨預金の為替差損益

次に、預貯金利子と外貨預金からの為替差損益の扱いについて検討したい。預貯金利子については、膨大な口座数を背景に、源泉分離課税制度がすでに効率的な納税制度として定着している。そこで当該制度を引き続き維持しつつ、源泉徴収税額の還付を受けたい預金者が取引金融機関に申し出を行った上で、税務署に還付申告を行うことを認めるべきだろう。また、預金口座についても、源泉徴収ありの特定口座の提供を可能とすべきである。これにより、預金者は申告することなく、特定口座内での損益通算が可能となる。確かにすべての預貯金口座を損益通算の対象とすれば、預金者の利便性は向上するものの、システム対応や適正な税務執行に困難を伴う。それゆえ、顧客から申し出があった口座のみを申告による損益通算の対象とするほか、特定口座において損益通算後の税額を源泉徴収する仕組みを構築、その他の口座は従来どおり源泉分離課税を維持することで、実務的にも対応が可能になるのではないかと考えられる。また、このような取扱になれば、外貨預金の為替差損についても、税務署に申告する以外に、特定口座の利用を通じて利子部分（ないしは特定口座内の投資信託の譲渡損益など）との損益通算が可能となる。

なお、利子及び利子並み課税の金融所得については、損益通算の対象から除外して考えるべきではないかとの意見がある。利子並み課税の所得は源泉分離課税で完結しており、しかも非常に多くの口座を処理する仕組みが整備されている。そのようななかで、オペレーションリスクをとってまで利子並み課税の所得を金融所得課税の一体化のなかに取り込む必要はないので

はないかという考え方である。一方で、現在の利子並み課税の対象を再検討し、元本保証があるもののみを利子並み課税したうえで、それ以外の金融商品のうち、一般的に流通し個人が比較的よく持っている金融商品を「ミドルリスク商品」としてカテゴライズして、競合商品とのバランスを考慮しながら損益通算の対象とすればよいのではないかという主張もある。

後者は、リスクのある商品から発生する所得を損益通算の対象とするという点で非常に分かりやすく、説得力のある主張である。しかしながら、金融所得課税の一体化の目的の一つは投資の促進、リスクテイクを促すことであり、そのためにはリスクのない資産から安定的に得られる所得を損益通算の対象とすることは重要なことであると考えられる。

以上、金融所得を主に課税方法を切り口としてみてきたが、ここで所得の特性について見てみたい。金融所得には、主に経常所得と譲渡所得の2つがあり、両者の通算を広く認めるべきかについては議論があるところである。譲渡所得は複数年累積した所得や損を恣意的なタイミングで実現できるため、経常所得の範囲内で損を小出しにすることによって相殺し課税を逃れることが可能になるということが問題視されている。

本報告書で再三述べている通り、譲渡所得と譲渡損失は中立的に扱われるべきである。従って、譲渡損失が税務上無視されるような制度設計は基本的に望ましくない。一方で、譲渡所得が低率の比例税率に服しながら、譲渡損失は累進税率に服する勤労所得などと通算できるという制度もまた望ましくない。また、低率の比例税率に服しながらも経常所得である利子・配当と譲渡所得の損益通算をどのように扱うかも検討を要する事項である。

諸外国の制度を見ると¹⁰、上記のような点に留意して、譲渡損失の損益通算には各国の税制に応じて各国各様の制限が設けられている。米国では、譲渡損失と勤労所得を含むその他の所得との通算は\$ 3,000を限度に認められている。英国では、譲渡損失と譲渡所得以外の所得の通算は認められない。ただし、両国とも譲渡損失は無制限に繰延べが可能となっており、発生した損が税務上無視されることはない。フランスは、英国と同様譲渡所得内での損益通算しか認められておらず、損失の繰越が10年までに限られている。二元的所得税を導入しているスウェーデンでは、譲渡所得と相殺し切れなかった譲渡損失はその70%をその他の資本所得と相殺できる制度になっている。ただし、金融所得がマイナスになる場合は、地方勤労所得税、国の勤労所得税、不動産税の順で税額控除ができる代わりに、控除しきれない場合も損失の繰越が認められない。同じ二元的所得税導入国でもノルウェーでは、資本所得内での相殺を認めたとうえで、10年間の繰越が認められている。このように、取り扱いが国によりさまざまである。

翻ってわが国税制をみると、公社債投資信託の譲渡益は非課税、株式及び株式投資信託の譲渡損益はお互いに損益通算が可能で、利子・配当といった経常所得との損益通算は認められていない。店頭取引での外国為替証拠金取引やオプションなどから生じる所得は雑所得として分類されており、株式及び株式投資信託の譲渡損益との通算も認められていない状況である。損

¹⁰ 平成16年2月13日政府税制調査会金融小委員会資料より

失の繰延べは上場株式にのみ3年間認められているに過ぎない。

金融所得課税一体化を進めるにあたっては、まず譲渡所得と譲渡損失の通算は広く認めるべきである。現在雑所得として課税されているもので金融所得とすべきもの、更に、公社債の譲渡益にも課税するのであれば公社債の譲渡損益についても損益通算を認めるべきである。他方、現行制度上、前述したような雑所得に分類される金融商品の損失が勤労所得的性質を有する雑所得と通算されていることは認められるべきではなく、一定のルールのもとに峻別を行う必要がある。また、冒頭で述べたように譲渡所得と譲渡損失を中立的に扱うという観点から、譲渡損失の繰延べについて可能な限り長期に認めることが望ましい。このことは個人に課税資料をどの程度保存する義務を課すかということとも関連がある。

そのうえで、譲渡所得以外の所得との損益通算についてどう考えるかを検討する必要がある。上記5カ国の例を見る限りでは、各国の税制に応じて各国各様の制限が設けられている。しかし、わが国における資本の有効活用、老後の資産形成、投資を促進しリスク資産を所有しやすくするといった政策的要請を鑑みるに、リスク資産を保有することによって比較的安定的に得られる配当、あるいはリスクフリー資産から安定的に得られる利子を広く損益通算の対象とし、通算しきれなかった譲渡損失についても可能な限り長期の繰延べを認めることが望ましいと思われる。つまり、勤労所得との損益通算は遮断し、金融所得間ではなるべく上限なしで通算を認めることを基本哲学とすべきである。

番号制度の取扱い

金融所得の本人確認を正確に行うという観点からは、番号制度を導入しなければならないという点がよく議論されている。政府税制調査会では金融所得課税の一体化において金融番号の導入の必要性が示唆されているが、はたしてそのような議論は正しいだろうか。

番号制度は所得情報を最も効率的に名寄せできる制度の一つであり、現在の税務業務においてもあれば、極めて有効なツールとなることは間違いない。他方で番号制度については、プライバシーの問題、個人情報保護の問題等様々な論点があり、その導入は容易ではない。このように考えると、まずは番号なしでどの程度の金融所得の一元化が可能か、徹底的に考えてみる必要がある。

結論的には、「現在と同じ精度での税務事務であれば、よほど事務処理量が増えない限り、番号制度なしでも名寄せは可能で、一体課税も可能である」という実務家の意見が圧倒的に多い。とりわけ特定口座制度の下では、基本的に損益を通算した後の所得を常に一定の税率で源泉徴収することとなるので、たとえ複数口座あっても税金の取り漏れという事態は生ぜず、課税庁がこの点について懸念をする必要はないと考えられる。

ただし、損益通算範囲を拡大していけば、恣意的な申告が行われる可能性もあるため徴税の適正化のための手段を講じることは重要であろう。また、異なる税率の所得の間で損益通算を認める場合には通算の順番によって税額が変わるため、番号による管理が必要であろう。更に、後述するような特定口座などを通じて金融所得を一定限度で非課税とすることで個人の資産形

成を支援するという優遇税制（後述 コラム“資産形成支援制度”を参照）を将来的に導入する場合には、総額管理が必要になるため何らかの番号制度の導入は必要となる。逆にいえば、このような制度の導入を行わない限り番号がなくても、特定口座などの口座を通じた一体課税は十分可能である。

つまり、税務業務の効率化という観点からの番号の導入について我々の認識は、歓迎するものであるが、金融所得課税の一体化のためには番号制度の導入が必須条件となるという議論はミスリーディングであり、不要な混乱を招くものである、というものである。

なお、番号制度を取り巻く状況は変わりつつあるとも言える。かつてはグリーンカードを含め、課税の適正執行のためにこれまで何度も導入が試みられながらも失敗しており、今後も導入は無理なのではないかと考える向きもあった。ところが昨今、年金情報の喪失問題もあり、社会保障番号の導入は政府として導入をコミットしたという状況にある。社会保障番号は2011年の社会保障カードへの記載を念頭に検討が進んでおり、付番体系、現況確認・実存確認の在り方、社会保険料控除や扶養者控除の確認事務等を通じた税務行政への活用の可能性などが期待されている。

また、番号は、第一義的には番号による課税情報の名寄せにより課税の適正執行をより効率的に行うことを目指すものであるものの、番号の活用場面はそれだけには限られない。有名な例だが、北欧諸国では課税当局が課税資料を名寄せして作成した申告書を納税者に送付し、それで問題がない場合はその申告書にサインをして送り返すだけで税務申告が終わる。日本では、特に地方においてお年寄りの確定申告に非常に手間がかかっており、納税者本人が遠くの税務署や市役所などに出向かなくてはならないという負担に加え、税務署や市役所などにおいても、税制の分からないお年寄りの方々から所得や扶養の情報を聞きだし、申告書の作成を支援し、時には代理で申告書を作成するなどの状況が起こっている。そこで、年金等支払報告書と給与支払報告書の情報が当局側で瞬時に名寄せでき住民票の情報と突合できれば、申告をする側、受ける側双方に大きなメリットが生まれる。このように、番号を活用して納税者に新たなサービスを提供することを検討することは極めて重要なことである。国民側に番号導入のメリットが伝われば、番号導入への道も開けるのではないか。

なお、実際に番号を用いて金融所得の損益通算を行う場合は、納税者への番号の付番方法と配布手段、口座管理機関への番号の申告と口座への番号の紐付け事務の負荷、システム対応コスト、プライバシー情報の厳格な管理など、様々な論点があるので、相当程度の準備期間が必要となることを指摘しておきたい。

【コラム 資産形成支援制度】

ここまでは、金融所得一般について、損益通算を広く認め、より簡便に損益通算を広く実現する方法で議論をしてきた。それに加えて、国民の健全な資産形成の支援といった観点から、その政策に合った金融所得に対し積極的な税制優遇を提供することが考えられる。このコラムでは、そのような資産形成支援に資するような制度案を紹介したい。

金融所得課税の一体化が実現したときの税率についてはまだ確定していないものの、恐らく現状の軽減税率よりは高いものとなるだろう。こういった税率の上昇分を吸収する制度として、「証券投資口座」という課税の繰延べを実現する制度を用意してはどうだろうか。年間の拠出額に制限（例えば100万円）をつけたうえで税引き後所得を拠出し、一定年齢（例えば60歳）以降に引き出すときに非課税にするといった仕組みが考えられる。税引き後拠出・引出時非課税であれば確定申告も必要なく、納税者にとって非常に利便性の高いものとなるだろう。また、規定の年齢以前に資金が必要になることもあるので、60歳以前でも、通常課税、あるいはペナルティ課税をした上で引き出す仕組みを用意する。総額を残高で制限しないため、マル優のように運用成績の悪いものから随時解約する動きが出て長期運用に繋がらないという事態も避けられるはずである。

証券投資口座での運用対象となる金融商品は、当面は、専門的なものを除いた限定列举で、例えば預金、株式、公社債、株式投信、公社債投信、外貨預金といった一般的なものに限定してもよい。金融所得課税の一体化で損益通算ができるだけの商品と、証券投資口座で課税繰延べを受けることのできる商品の2タイプの商品ができることになる。なお、預金を運用対象に含めることで、結果的に大半の拠出額が預金で運用されることになるのではないかと懸念が考えられるが、預金による運用額を一定額に制限するなど枠を設定すれば「貯蓄から投資へ」の流れを大きく損なうことなく国民の資産形成を支援する仕組みとなるのではないかと。

仕組みとしては401kと類似する部分もあるが、401kとは違う制度として用意することが望ましいと考えている。401kは、仕組みが大きく複雑すぎて、売る方にも買う方にも負担になっているうえに、公務員、または企業年金はあるものの401kを導入していない企業の従業員が加入できず不公平になってしまうためである。

いずれにしても、同様の制度は米国や英国に存在しているので、今後参考にしながら検討を進めていってはどうだろうか。

金融所得へ課税する税率

金融所得への税率については実に様々な要望、考え方がある。投資・資産形成の促進のため 10 %を維持した上で損益通算を行うべきというもの、損益通算をすれば税収が減るので税収中立を前提に例えば 15 %を一つの目安とすべきというもの、軽減税率の廃止にともない損益通算を導入するのだから税率は 20 %に戻すべきというものが代表的なものだと思われる。

極端な金融所得課税軽減は、金持ち優遇であり不公平だ、という主張を増幅させるであろう。一方で、配当や株式譲渡益に対する税率が現在の2倍になるとするのは投資に対する大きな抑制効果が予想される。特に配当については、前述したような二重課税の調整および個人投資家の育成・株式長期保有の促進等の政策的な要請から、何らかの軽減税率を考える正当性がある。他方で、金融所得課税の一体化を行う上では、金融所得同士の税率を揃えるということが極めて重要になる。

このようなことから、現実的な取り組みとして、配当所得への課税方式の本則を分離課税とするとともに、配当も含めた金融所得に対する税率を原則 20 %で統一することとし、配当については、投資促進政策、二重課税の調整という観点から、現行の優遇税制である 10 %または所得税の最低税率（国・地方あわせて 15 %）を考慮して、配当所得のうち2分の1から4分の3の所得を課税所得とすることにより実質的な税率を 10 %～ 15 %とすることが妥当ではないだろうか。

5 . お わ り に

ここまで、金融所得課税の一体化について、その意義、税制上の位置づけ、今後の在り方、具体的な制度の中身等について議論してきた。金融所得課税の一体化が世界の税制の流れに沿った効率的な制度であること、特定口座制度はわが国に特有な制度で、これを活用することによって世界に類を見ないすぐれた制度（株式譲渡益等への源泉徴収課税等の導入）が可能となること（他方でドイツが先取りした税制を 2009 年から施行すること）等を述べてきた。更には、このような制度とともに、前述したような個人が自助努力で老後の資産形成を行うことを支援する税制の構築を行うことで、小さな政府、豊かな老後をもたらすことにもなる点にも留意しておくべきであろう。

今後は、制度設計が具体化していくとともに、実装に向けた論点も議論していく必要があるだろう。制度を理解し実際に運用していく現場の人々とオペレーション、更にそのオペレーションを支えるシステムは、制度の実装において非常に重要な役割を担っている。また、殊金融税制においては投資家への周知についても十分意識する必要がある。

システムについては既に若干の制約があるようなので、ここで述べておきたい。

システムの開発は 2009 年以降でなくては取り掛かれない状況のようである。2009 年までは株券電子化のために金融機関に係るシステムの開発リソースが割かれており、新たな開発に充てる人員は確保できない。更に、システムの開発には企画も含め 2 年程度の期間がかかると見込まれる。つまり、2008 年 4 月の税制改正で制度の詳細が決まったとしても、2009 年の上旬までシステムの企画が行われ、システム開発を急いでも 2010 年 1 月から稼働するというのが最短の実現時期ということになる。

また、制度の具体化とシステム検討の平仄を合わせる必要もある。システムの概要設計の段階で諸規則までが整っていないと、その後の開発で大きな手戻りが発生するなどの問題が生じてしまう。システムの詳細設計の段階では、措法、措令、措令附則、通達といった関連規則などが出揃っていることが求められる。金融機関の協力なくしては特定口座を活用した申告不要の仕組みは実現できないため、開発費用が不必要に膨らまないよう、どのような計画で制度改正をしていくことが望ましいか、関連する金融機関との意識合わせが重要である。

金融所得課税の一体化が制度として実現されるまでにはまだ時間があるものと思われるが、制度が詳細に決まるにつれて、実装の論点も今後、整理していきたい。

金融税制研究会 メンバー

座 長

森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授

委 員 (順 不 同)

阿部 泰久 日本経済団体連合会 経済第二本部長
大崎 貞和 野村資本市場研究所 研究主幹
大前 茂 株式会社証券保管振替機構 常務取締役
大場 義正 株式会社証券保管振替機構 企画部次長
酒井 克彦 国土館大学法学部 教授
武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士 (パートナー)
佐藤 修二 西村あさひ法律事務所 弁護士
松野 秀人 野村證券株式会社営業企画部 次長
都留 朗智 野村證券株式会社営業企画部 課長
田近 栄治 一橋大学国際・公共政策大学院 教授
増井 喜一郎 日本証券業協会 副会長
笛木 敦夫 日本証券業協会 政策本部企画部次長
藤田 耕司 アソタ・ソン・毛利・友常・法律事務所 弁護士
増田 豊 全国銀行協会 (社) 東京銀行協会 金融調査部長
森口 善正 三井住友銀行 経営企画部金融調査室 業務環境・戦略調査グループ長
小笠原 泰 中央大学大学院商学研究科 兼任講師

オブザーバー

古澤 知之

事 務 局

齋藤 章 N T T データ経営研究所 マネージャー
小林 洋子 N T T データ経営研究所 シニアコンサルタント
植松 聡介

研究会の開催内容

- 第1回会合
(2006年9月26日) 「金融所得課税の一元化に係る論点整理」
- 第2回会合
(2006年10月30日) 「金融商品の損失等を巡る課税上の問題」
「金融所得課税一体化に係るシステム・実務上の論点」
- 第3回会合
(2006年12月1日) 「株券電子化時の名寄せの仕組み等について」
「金融所得の損益通算に係る番号制度等について」
- 第4回会合
(2007年1月26日) 「銀行業界の検討状況について」
「証券業協会の検討状況について」
- 第5回会合
(2007年3月5日) 「金融所得課税一体化論と証券投資優遇税制」
- 第6回会合
(2007年4月26日) 「金融商品一体課税に関する若干の論点整理」
- 第7回会合
(2007年6月5日) 「有価証券税制の実務的問題点」
- 第8回会合
(2007年7月17日) 「配当所得の意義についての若干の再検討など」
「米国における配当二重課税撤廃案について」
- 第9回会合
(2007年8月27日) 「中間報告書(案)の報告と討議」
- 第10回会合
(2007年9月26日) 「米英の個人向け資産形成支援スキーム」
「中間報告書の修正内容・箇所について」
「今後の論点について」

金融税制研究会事務局

〒 150-0011 東京都渋谷区東 1-32-12 渋谷プロパティ―東急ビル6階

株式会社NTTデータ経営研究所

ソーシャル・イノベーション・コンサルティング本部

電話：(03) 5467 - 6331 担当：齋藤章、小林洋子

本報告書は研究会としてのもので、NTTデータ経営研究所としての意見を
表明したものではありません。